

第 25 回
長久手市国際交流協会総会
NAGAKUTE INTERNATIONAL ASSOCIATION

2018年5月27日(日)午後1時30分開場
午後2時00分開会

長久手市文化の家 展示室

第25回長久手市国際交流協会 総 会 次 第

=== 第1部 総会 ===

開会 午後2時00分～ 長久手市文化の家 展示室

1 会長あいさつ

2 来賓あいさつ

3 議 事

- (1) 議案第1号 2017年度長久手市国際交流協会事業報告について.....1
- (2) 議案第2-1号 2017年度長久手市国際交流協会収入支出決算について.....7
- (3) 議案第2-2号 2017年度長久手市国際交流協会基金決算について.....9
- (4) 議案第3号 長久手市国際交流協会役員改選(案)について.....13
- (5) 議案第4号 2018年度長久手市国際交流協会事業計画(案)について.....15
- (6) 議案第5号 2018年度長久手市国際交流協会収入支出予算(案)について.....17

4 その他

- (1) 長久手市国際交流協会運営委員会委員の選任について.....19

=== 第2部 交流会 ===

開会 午後3時00分(予定)～ 長久手市文化の家 展示室

1 総会・理事会・運営委員会

事業名	参加者	日時・場所	内容
総会	来賓3名 理事9名 運営委員3名 事務局6名 個人会員12名 法人3名	2017(平成29)年5月21日(日) 14:00～16:00 長久手市まちづくりセンター 集会室	第1部 総会 第2部 交流会 長久手名物を片手に 参加者 20名
運営委員会	運営委員 8名 事務局 3名	2017(平成29)年 4月5日、5月10日、6月14日 7月12日、8月9日、9月6日 10月4日、12月6日 2018(平成30)年 1月10日、2月7日、3月7日	各事業計画、事業報告

2 国際交流事業

①交流事業

事業名	参加者	日時・場所	内容
まちセンまつり	スタッフ 3名 一般来場者 約800名	2017(平成29)年4月2日(日) 10:00～15:00 長久手市まちづくりセンター	タピスリー織り体験とコーヒーを提供して、協会のPRを行った。
名古屋外国語大学 留学生との地域交流会 (主催:名古屋外国語大学)	留学生 約30名 参加者 約150名	2017(平成29)年6月10日(土) 10:30～12:00 名古屋外国語大学	企画担当年度のため、協会では4種の体験ブース(絵手紙、つまみ細工、折り紙、書道)を会場に作り、留学生と来場者が円滑に交流できる場を作った。
国際理解講座 「バナナ繊維で紙すき」 世界で1つのハガキを つくろう!	参加者 15名 講師・スタッフ 15名 事務局 2名	2017(平成29)年6月18日(日) 10:00～12:00 長久手市まちづくりセンター 2階 集会室1	バナナの葉や茎からとれた繊維から紙すきをして、ハガキを作成するワークショップを実施した。
放課後教室 茶道体験	参加者 のべ約150名 講師・スタッフ のべ10名	2017(平成29)年 7月6日(木)、10月19日(木) 11月2日(木) 2018(平成30年)1月9日(火) いずれも15:00より 市内小学校	長久手市内の小学校放課後教室からの依頼で茶道の体験教室を実施した。 場所の詳細については下記: 東小(7/6、11/2) 西小(10/19) 南小(1/9)
国際交流サロン 「私の国の朝ごはん」	参加者 43名 講師・スタッフ 15名 事務局 1名	2017(平成29)年9月23日(土) 13:30～15:30 長久手市文化の家 2階 食文化室	ベトナム、中国、インドの朝ごはんを通して、文化の違いを考察した。各国の朝食の試食しながらの交流会も行った。
2017ながくて市民まつり ～思いやり つなげて 笑顔 ひろがる～ インターナショナルカフェ	来場者 150名 協力・スタッフ 21名 事務局 4名	2017(平成29)年11月12日(日) 9:30～15:00 長久手市役所 本庁舎前 駐車場内 指定のブース	来場者と外国人が話をする趣旨でインターナショナルカフェのブースを出店。お茶とお菓子を提供した。本年度は愛知県立大学留学生が授業の一環としてスタッフ参加。多くの来場者と積極的に交流できた。男女共同参画との協働も2年目となり、内容的にもより充実したものとなった。
名古屋外国語大学 留学生 茶道体験 (受託事業)	参加者 7名 講師・スタッフ 9名 事務局 2名	2017(平成29)年11月24日(金) 13:30～16:00 色金山歴史公園茶室	名古屋外国語大学留学生対象の茶道体験をした。色金山歴史公園内を散策しながら、歴史話など公園内の史跡等について説明した。

事業名	参加者	日時・場所	内容
第13回 弁論大会	出場者(日本人) 7名 出場者(外国人) 8名 審査員 4名 スタッフ 9名 事務局 6名	2017(平成30)年12月11日(日) 13:00~16:30 長久手市文化の家 1階 光のホール	「お国自慢」「異文化について」などをテーマに、外国人は日本語で、日本人は英語でスピーチをした。
国際交流フェスタin ながくて2018	参加者 約800名 スタッフ 24名 事務局 7名	2018(平成30)年3月4日(日) 10:00~15:00 長久手市文化の家 2階 全フロアー	他団体のパフォーマンスや出店、民俗楽器の演奏など国際色を取り入れたお祭りを行った。姉妹都市25周年を記念した企画も盛り込んだ。

②ホームステイ・ホームビジット

事業名	参加者	日時・場所	内容
愛知県立大学留学生 ホームステイ	留学生 9名(付添2名) ホストファミリー 7家庭 事務局 3名	2017(平成29)年 7月7日(金)~7月8日(土) 対面式 7月7日(金) 18:30~19:30 長久手市役所西庁舎3階 研修室	愛知県立大学留学生のホームステイ受け入れをした。
	留学生 2名(付添1名) ホストファミリー 2家庭 事務局 2名	2017(平成29)年 7月8日(土)~7月9日(日) 対面式 7月8日(土) 13:30~14:30 長久手市役所西庁舎3階 学習室2	愛知県立大学留学生のホームステイ受け入れをした。
	留学生 5名(付添1名) ホストファミリー 4家庭 事務局 2名	2017(平成29)年 12月16日(土)~12月17日(日) 対面式 12月16日(土) 13:00~15:00 長久手市役所西庁舎3階 学習室2	愛知県立大学留学生のホームステイ受け入れをした。
椋山女学園大学 留学生ホームステイ	留学生 2名(付添1名) ホストファミリー 2家庭 事務局 2名	2017(平成29)年 6月10日(土)~11日(日) 対面式 6月10日(土) 13:30~14:30 長久手市交流プラザ2階 小会議室	椋山女学園大学長期留学生のホームステイの受け入れをした。
	留学生 6名(付添1名) ホストファミリー 4家庭 事務局 2名	2017(平成29)年 11月11日(土)~12日(日) 対面式 11月11日(土) 13:30~14:30 長久手市福祉の家 2階 研修室	椋山女学園大学長期留学生のホームステイの受け入れをした。
(財)海外産業人材 育成協会(HIDA) 介護福祉士候補生 ホームビジット	候補生 6名 ホストファミリー 3家庭 事務局 2名	2017年(平成29)年 10月22日(日) 対面式10月22日(日) 10:00~11:00 長久手市文化の家2階 講義室1	介護福祉候補生として来日しているインドネシア人のホームビジットの受け入れした。
ホストファミリー研修 もっと知りたい! ベトナム講座	参加者 9名 スタッフ 1名 事務局 2名	2018(平成30)年1月28日(日) 14:00~16:00 長久手市役所西庁舎3階 学習室1	新規ファミリーの募集と登録ファミリーの交流と勉強会を兼ねて、日本に帰化し介護福祉士として働くベトナム人を講師に招いて講座を開催した。

* ホームステイ実績は別紙「2017年度ホームステイ・ホームビジット実績一覧」のとおり(P5)

3 啓発・普及事業

①情報発信

事業名	参加者	日時・場所	内容
ホームページ運営	事務局	2017(平成29)年4月 ～2018(平成30)年3月(通年)	ホームページの運営、更新などをした。
機関誌「NaNa」発行	NaNa編集グループ	2017(平成29)年10月 2018(平成30)年3月	機関誌「NaNa」Vol.59、Vol.60を発行した。

4 多文化共生推進事業

①日本語支援

事業名	参加者	日時・場所	内容
ウェルカム にほんご教室	各回 学習者 約25名 スタッフ 約25名 のべ約1950名	2017(平成29)年4月15日から 2018(平成30)年3月17日まで 土曜日/月3～4回(原則) 全39回 9:45～11:15 長久手市役所西庁舎 公民館など	日本語の習得を支援するとともに、日本での日常生活が円滑にできるよう、また同じ地域に住む仲間の交流をはかるための活動を行う。
にほんごで、 話そう！ながくて クラス	各回 学習者 約8名 スタッフ 約15名 のべ約690名	2017(平成29)年 ①5月11日から7月13日まで ②9月7日から11月9日まで 2018(平成30)年 ③1月11日から3月22日まで 毎週木曜日全30回 9:45～11:30 西小校区共生ステーションなど	外国人のための平日日本語クラスを開催し、マンツーマンによる会話を中心とした日本語会話能力の向上をサポートするとともに、異文化理解の機会も提供した。
ウェルカムにほんご 教室発表会	80名	2018(平成30)年3月3日(土) 交流プラザ 10:00～12:00	教室参加者が、日頃の学習の成果を活かし、日本語で発表やパフォーマンスをした。

②多言語サービス

事業名	参加者	日時・場所	内容
北小学校英語絵本 読み聞かせ	のべ130名	2017(平成29)年 6月7日、28日、7月5日、12日、 9月27日、10月11日、25日、 11月8日、15日、12月13日、 2018(平成30)年1月24日、31日 2月14日、28日 計14回 ※いずれも水曜日 8:00～9:00	始業前に教室で英語絵本の読み聞かせをした。
通訳・翻訳		随時	各種協会事業案内文、市資料の翻訳などをする事業で、今年度は外国人児童のサポートや市役所窓口での手続きなどの通訳を実施した。

5 海外交流事業

①姉妹都市交流

事業名	参加者	日時・場所	内容
姉妹都市25周年 記念事業 (国際交流フェスタinなが くて2018内で実施)	参加者 37名 スタッフ 3名	2018(平成30)年3月4日(日) 10:00~15:00 長久手市文化の家2階 美術室	国際交流フェスタinながくて2018にワータルロー市の シンボリックなライオン像に関するワークショップを取り入れ 訪問団候補世代に周知をした。

②姉妹都市訪問団対応

事業名	参加者	日時・場所	内容
ベルギーナイト	参加者 のべ約500名 講師・スタッフ 19名 事務局 7名	2017(平成29)年8月27日(日) 15:00~19:30 長久手市文化の家 1階 アトリウム 北テラス	ベルギーについてのスピーチや姉妹都市訪問団の 体験談、ベルギービールや軽食、サクソフォンの演奏と ベルギーづくしのひとときとした。
長久手市青少年 姉妹都市友好親善 訪問団受け入れ事業		中止	ワータルロー市の諸事情による。

1 ホームステイ(補助金交付対象)

	年月日	依頼元	国籍	男	女	合計	HF数
1	2017.6.10~6.11	椋山女学園大学 留学生	USA	0	2	2	
			小計	0	2	2	2
2	2017.7.7~7.8	愛知県立大学 長期留学生	ブラジル	1	0	1	
			中国	0	2	2	
			メキシコ	0	1	1	
			スペイン	0	1	1	
			ポルトガル	0	3	3	
			小計	1	7	8	7
3	2017.7.8~7.9	愛知県立大学 長期留学生	メキシコ	0	1	1	
			ポルトガル	0	1	1	
			小計	0	2	2	2
4	2017.11.11~12	椋山女学園大学 留学生	中国	0	3	3	
			台湾	0	3	3	
			小計	0	6	6	4
5	2017.12.16~17	愛知県立大学 留学生	中国	1	1	2	
			台湾	1	1	2	
			インドネシア	0	1	1	
			小計	2	3	5	4
合計			8か国	3	20	23	19

2 ホームビジット(依頼団体 費用負担)

	年月日	依頼元	国籍	男	女	合計	HF数
1	2017.10.22	(一財)海外産業人材育成協会 介護福祉士候補生	インドネシア	1	5	6	
			小計	1	5	6	3
合計			1か国	1	5	6	3

※「HF」…ホストファミリー

■ 収入

項目	細目	当初予算	決算額	予算に対する比較増減額	説明
会費		400,000	378,000	△ 22,000	
	個人会費	250,000	228,000	△ 22,000	@500円×390人、@1,000円×28人、@1,500円×2人、@2,000円×1人
	法人・団体会費	150,000	150,000	0	@5,000円×30団体
補助金		3,270,000	3,145,000	△ 125,000	
	市補助金	2,970,000	2,970,000	0	
	せとしん地域振興協力基金助成金	300,000	175,000	△ 125,000	
事業収入		142,000	125,000	△ 17,000	
	事業収入	142,000	125,000	△ 17,000	各種事業参加者負担金
繰越金		490,000	490,928	928	
	前年度繰越金	490,000	490,928	928	
繰入金		1,000	0	△ 1,000	
	長久手市国際交流協会基金	1,000	0	△ 1,000	
雑収入		9,000	3,552	△ 5,448	
	利息	9,000	3,552	△ 5,448	預金利息、雇用保険料
	合計	4,312,000	4,142,480	△ 169,520	

■ 支出

(単位：円)

項目	細目	当初予算	決算額	差額	説明
事業費		2,350,000	1,836,764	513,236	
	国際交流事業	980,000	698,665	281,335	
	交流・文化紹介	900,000	661,143	238,857	国際交流フェスタ 弁論大会、国際交流サロン
	ホームステイ	80,000	37,522	42,478	ホームステイ受け入れ
	啓発・普及事業	400,000	357,480	42,520	ホームページ運営
	情報発信	400,000	357,480	42,520	機関紙「NaNa」発行
	多文化共生推進事業	270,000	208,951	61,049	
	日本語支援	260,000	206,821	53,179	日本語教室
	多言語サービス	10,000	2,130	7,870	英語絵本読み聞かせ、通訳・翻訳
	海外交流事業	700,000	571,668	128,332	
	姉妹都市交流	100,000	68,460	31,540	ベルギーナイト
	姉妹都市訪問団対応	600,000	503,208	96,792	国際交流フェスタ(姉妹都市関連)
会議費		120,000	100,839	19,161	
	総会費	100,000	99,239	761	総会運営
	会議費	20,000	1,600	18,400	理事会 運営委員会
事務局費		1,781,000	1,488,014	292,986	
	事務局運営費	204,000	149,796	54,204	費用弁償 消耗品
	通信費	250,000	152,211	97,789	通信費
	事務局職員費	1,327,000	1,186,007	140,993	事務局職員(給与・労働保険)
備品費		1,000	0	1,000	
	備品費	1,000	0	1,000	
基金積立金		10,000	10,000	0	
	長久手市国際交流協会基金積立金	10,000	10,000	0	
予備費		50,000	0	50,000	
	予備費	50,000	0	50,000	
	合計	4,312,000	3,435,617	876,383	

【収入】

4,142,480 円

【支出】

3,435,617 円

【収支差額/現在残額/次年度繰越】

706,863 円

※項目間の流用を認めるものとする。

議案第2-2号

2017年度 長久手市国際交流協会 基金決算について

(単位:円)

	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
長久手市国際交流協会基金	866,699	10,008	876,707


監査報告書

2017年度長久手市国際交流協会収入支出決算書および証拠書類の内容につき監査しましたところ、いずれも適切に処理されていることを認めましたので報告します。

2018年4月17日

長久手市国際交流協会

監事 迎藤 鋭雄 

監事 村上 圭三 

長久手市国際交流協会役員改選(案)について

(任期 2018年5月27日から2年間)

	職名	氏名	所属
1	会長	稲村 哲也	
2	副会長	吉村 一孝	(株)豊田中央研究所
3	副会長	水野 竹芳	長久手市文化協会
4	理事	伊藤 広治	長久手市商工会
5	理事	浅井 弘子	
6	理事	長島 邦彦	
7	理事	池岡 敬三	
8	監事	近藤 鋭雄	あいち尾東農業協同組合
9	監事	村上 圭三	長久手市小中学校校長会

※所属のある役員は、その団体等を役員として選任

◎基本目的

- 長久手市の特性を生かした国際交流事業の実施
- 市民レベルの国際交流の相互理解と友好親善の推進
- 普遍的な国際平和への貢献
- 海外姉妹都市との交流

◎活動方針

- 会員個人の能力を活用するボランティア制度(登録制)を推進し、自主的な活動を基本とする。
- 目的達成のため、以下の事業を推進する。

項目名	内容	事業名
国際交流事業		
交流・文化紹介	○会員の増強・親睦に関する事業	
	◆国際交流・国際理解事業	・国際交流フェスタ ・国際交流サロン ・国際理解講座 ・ボランティア講座 ・弁論大会
	◆日本文化紹介事業	・日本文化紹介 ・茶会 茶道体験 他
	○長久手市事業参加	・市民まつり 他
	○市内および近隣団体の交流事業参加	・近隣自治体協力事業 ・近隣大学協力事業
ホームステイ	○ホームステイ受け入れ(大学、国等機関)	
	◆ホームステイ事業	・ホームステイ ・ホームビジット ・ガイドンス
啓発・普及事業		
情報発信	○機関誌、ホームページ運営	
	◆広報	・ホームページ運営 ・機関誌「NaNa」年2回発行
多文化共生推進事業		
日本語支援	○地域に住む外国人対象のサポート	
	◆日本語支援事業	・ウェルカムにほんご教室(土曜日) ・にほんごではなそう!ながくてクラス(木曜日) ・日本語ボランティア説明会 ・レベルアップ研修
	◆外国人相談事業	・日常生活相談窓口(随時)
多言語サービス	○多言語サービスに関する事業	
	◆英語絵本読み聞かせ	・北小学校読み聞かせ
	◆通訳・翻訳	・通訳・翻訳サービス(随時)
海外交流事業		
姉妹都市交流	○姉妹都市紹介事業	・ベルギー紹介・啓発事業
姉妹都市訪問団対応	○訪問団交流事業	・ワーテルロー市姉妹都市青少年友好親善訪問団関連事業

(単位：千円)

■ 収入

項目	細目	予算額	前年度予算額	比較増減額	説明
会費		400	400	0	
	個人会費	250	250	0	@500×500人
	法人・団体会費	150	150	0	@5,000×30団体
補助金		2,923	3,270	△ 347	
	市補助金	2,923	2,970	△ 47	
	せとしん地域振興協力基金助成金	0	300	△ 300	
事業収入		121	142	△ 21	
	事業収入	121	142	△ 21	各種事業参加者負担金
繰越金		706	490	216	
	前年度繰越金	706	490	216	
繰入金		1	1	0	
	長久手市国際交流協会基金	1	1	0	
雑収入		9	9	0	
	雑収入	9	9	0	預金利息、雇用保険料
合計		4,160	4,312	△ 152	

■ 支出

(単位：千円)

項目	細目	予算額	前年度予算額	比較増減額	説明
事業費		2,080	2,350	△ 270	
	国際交流事業	980	980	0	
	交流・文化紹介	900	900	0	国際交流フェスタ、弁論大会、国際交流サロン
	ホームステイ	80	80	0	ホームステイ受け入れ
	啓発・普及事業	400	400	0	
	情報発信	400	400	0	ホームページ運営、機関紙「NaNa」発行
	多文化共生推進事業	300	270	30	
	日本語支援	290	260	30	日本語教室
	多言語サービス	10	10	0	英語絵本読み聞かせ、通訳・翻訳
	海外交流事業	400	700	△ 300	
	姉妹都市交流	100	100	0	ベルギー紹介事業
	姉妹都市訪問団対応	300	600	△ 300	ワテルロー市訪問団派遣事業
会議費		150	120	30	
	総会費	120	100	20	総会運営
	会議費	30	20	10	理事会、運営委員会
事務局費		1,869	1,781	88	
	事務局運営費	249	204	45	費用弁償 消耗品
	通信費	220	250	△ 30	通信費
	事務局職員費	1,400	1,327	73	事務局職員(給与・労働保険)
備品費		1	1	0	
	備品費	1	1	0	
基金積立金		10	10	0	
	長久手市国際交流協会基金積立金	10	10	0	
予備費		50	50	0	
	予備費	50	50	0	
合計		4,160	4,312	△ 152	

※項目間の流用を認めるものとする。

長久手市国際交流協会運営委員会委員の選任について

(任期 2018年5月27日から2年間)

	職名	氏 名	所 属	
1	委 員	浅 井 弘 子	理事 交流・文化紹介、日本語支援、 通訳・翻訳、ホームステイ 英語絵本読み聞かせ	
2	委 員	池 岡 敬 三	理事 交流・文化紹介ボランティア	
3	委 員	大 塚 従 子	日本語支援、交流・文化紹介ボランティア	
4	委 員	坂 崎 栄 子	交流・文化紹介ボランティア	
5	委 員	瀬 川 典 子	交流・文化紹介ボランティア	
6	委 員	青 山 進 治	日本語支援ボランティア	
7	委 員	谷 中 絹 代	日本語支援ボランティア	
8	委 員	川 口 美智子	交流・文化紹介ボランティア	*
9	委 員	福 岡 真生子	日本語支援ボランティア	*

* 新任

長久手市国際交流協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、長久手市国際交流協会 NAGAKUTE INTERNATIONAL ASSOCIATION (以下「協会」という。) という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を長久手市岩作城の内60番地1に置く。

(目的)

第3条 協会は、長久手市の特性を生かした国際交流事業を行うことにより、市民レベルの相互理解と友好親善を深め、普遍的な国際平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流に関する知識の普及及び啓発
- (3) 国際交流関係団体との連絡調整及び協力
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 協会は、第3条に掲げる目的に賛同する個人、法人及び団体をもって組織する。

(入会)

第6条 会員の入会は、別に定める様式により届け出るものとし、会費の納付をもって会員とする。

(退会)

第7条 会員の退会は、別に定める様式により会長に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員)

第8条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人

- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 10人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選出)

第9条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、協会に関する事項を審議する。
- 4 監事は、協会の会計及びその他の事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 団体等の役職により協会の役員となった者は、その団体の役職の任期中とし、異動があった場合は、その後任者が協会の役員を継承する。
- 3 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任した場合又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

第12条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じるとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第14条 総会は、毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 総会は、会長が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第16条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決事項)

第17条 総会は、次の事項を協議する。

- (1) 予算の議決及び決算の認定に関すること
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること
- (3) 会則の変更に関すること
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること

2 総会の議決を要するものであっても、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議することができないときは、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

3 会長は、前項の規定により議決した事項については、次期総会において報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第18条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成する。

なお、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(開催)

第19条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

2 理事会は、理事会構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第20条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第21条 理事会の議決は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決事項)

第22条 理事会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会において決定された事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき議案に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

第6章 運営委員会

(設置)

第23条 協会の事業推進のため、運営委員会を置く。

(構成)

第24条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員は、会員の中から会長が選任する。
- 3 委員会に、委員が互選する委員長1人と副委員長1人を置き、事業の推進を行う。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議事項)

第25条 運営委員会は、理事会に付議すべき事項、及び理事会で提示された事項に関することを協議する。

第7章 事務局

(設置)

第26条 協会事務を行うため、事務局を置く。

(職員)

第27条 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

- 2 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括し、管理し、協会の事業、事務及び会計を処理する。

第8章 会計

(会計年度)

第28条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第29条 協会の経費は、会員の会費、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の会費は、次に掲げる区分により、当該各号に定める額とし、年度途中に入会する場合であっても同様とする。

(1) 個人会費 年会費 500円／1口

(2) 法人・団体会費 年会費 5,000円／1口

3 年度途中において退会する者の会費は、返還しない。

第9章 雑則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成6年6月30日から施行する。

(役員任期の特例)

2 協会創立時の役員任期は、第11条の規定にかかわらず、施行の日から始まり、平成8年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 初年度の協会の会計年度は、第28条の規定にかかわらず、施行の日から始まり、平成7年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成18年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月23日から施行する。

